

## e-Tax の接続障害に伴う 65 万円の青色申告特別控除の取扱いについて

令和4年3月14日（月）に発生した e-Tax の接続障害については、納税者の皆様に大変ご不便をおかけしておりますこととお詫び申し上げます。

令和3年分の所得税について、65万円の青色申告特別控除（※）の適用を受けるためには、55万円の青色申告特別控除の要件を満たした上で、e-Tax による申告又は電子帳簿保存法の承認を受けて電磁的記録による保存を行う必要があるところ、**今回の接続障害を原因として e-Tax による申告書の提出ができなかった方については、以下の方法で申告書をご提出いただくことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。**

[※青色申告特別控除制度については、こちらをご覧ください。](#)

### 1 e-Tax の接続障害により、3月15日（火）までに申告書を提出できなかった納税者の方

- 申告書に、「e-Tax の障害による申告・納付期限の延長申請」である旨を記載して、**e-Tax により提出してください。**※
- **この場合、期限内に提出された確定申告書として扱います。**

### 2 e-Tax の接続障害により、3月15日（火）までに 55 万円の青色申告特別控除を適用する申告書を書面で提出した納税者の方

- **青色申告特別控除額を 65 万円に変更し、申告書に、「e-Tax の障害による申告・納付期限の延長申請」である旨を記載して、e-Tax により提出してください。**※
- **この場合、後から提出された申告書を期限内に提出された確定申告書として扱います。**

※ 上記 1、2 の方法により延長申請ができる期間は、令和4年4月15日（金）までとなっております。

※ 令和4年3月14日（月）又は15日（火）に、65万円の青色申告特別控除を適用する申告書を e-Tax で提出しようとしたものの、今回の接続障害のために、当該申告書（65万円の青色申告特別控除を適用する申告書）を書面に印刷して提出した方は、改めて当該申告書を e-Tax で再提出していただく必要はありません。

なお、令和2年9月30日までに仕訳帳及び総勘定元帳について税務署長の承認を受けて電磁的記録による保存を行っている場合には、後日、「e-Tax の障害による申告・納付期限延長申請」と記載した申告書を、e-Tax 又は書面で提出いただくことで、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。